

第3編

前期基本計画

第1部 総論

第1章 計画の概要

第1節 計画の趣旨

この計画は、平成13年度にスタートした「鎌ヶ谷市総合基本計画―かがやレインボープラン21―」の計画期間が令和2年度で終了することから、新たに策定した「鎌ヶ谷市基本構想」に基づき、令和3年度から令和8年度までを計画期間とする「前期基本計画」として策定するものです。

なお、本計画は、人口減少対策及び地方創生を目的とする「第2期鎌ヶ谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含する計画とします。

第2節 計画の名称

この計画の名称は、「鎌ヶ谷市総合基本計画 前期基本計画」とします。

第3節 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

第4節 計画の策定にあたっての基本的な考え方

(1) 市民、事業者、行政が一体となってまちづくりを推進する計画の策定

今後のまちづくりでは、人口減少、少子高齢化は避けられない状況にあり、人材の確保、財政運営など課題が生じることが予想されることから、まちづくりの基本理念に基づき、行政の役割についても再検証したうえで、市民、事業者、行政が地域の中でともに支えあいながら、主体的にまちづくりを推進する計画とします。

(2) 数値目標に基づく実行性の高い計画の策定

基本計画に定める各施策には、これを達成するための数値目標を設定します。

なお、目標値の設定にあたっては、現行計画における数値目標の達成状況、全国、県、近隣市の水準などを踏まえ、現実的な数値を設定することにより、実行性の高い計画とします。

(3) 事業の重点化を図った計画の策定

計画の策定にあたっては、中長期的な財政見通しを明確にするとともに、各分野において重点的かつ優先的に、また横断的に取り組むものとして重点プロジェクトを明示することで、事業の重点化(人材、財源)を図ります。

なお、事業の重点化にあたっては、歳出削減及び歳入確保といった行財政改革の視点を踏まえるものとします。

(4) 行政評価制度に基づき、評価、進行管理を行う計画の策定

本市の施策のねらいや数値目標などを広くまちづくりの主体に周知するとともに、行政評価制度に基づき、効果的かつ効率的な計画の推進に資するものとします。

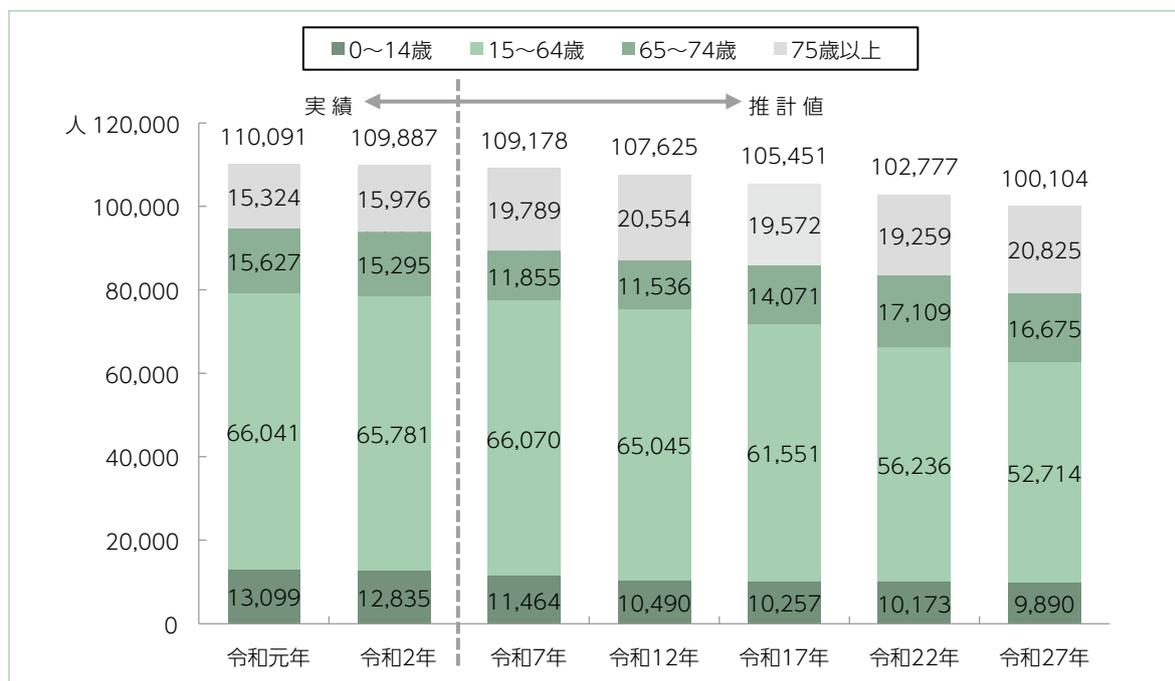
第2章 人口推計

本市の人口は近年ほぼ横ばいで推移し、約11万人となっています。一方、市が独自に実施した本市の将来人口推計によると、将来的には減少傾向となり、令和27年時点では100,104人になると見込まれます。

年齢3区分人口をみると、15歳未満の年少人口は令和元年以降減少傾向にあり、令和27年時点では9,890人となっています。また、15～64歳の生産年齢人口も令和7年以降減少傾向となり、令和27年時点では52,714人と見込まれます。

一方、65歳以上の老年人口は増加傾向にあり、令和2年は31,271人のところ、令和27年は37,500人になると見込まれます。なお、65～74歳人口が令和2年は15,295人、令和27年は16,675人で約1.1倍、75歳以上人口は令和2年が15,976人、令和27年が20,825人で約1.3倍になると見込まれます。

図表15 人口推計結果(令和2年10月1日基準)



出典：令和元年・令和2年は「住民基本台帳人口(10月1日時点)の実績値」、令和7年以降は推計結果(各年10月1日時点)

※この人口推計は、令和2年10月1日の住民基本台帳人口を基準日とし、国立社会保障・人口問題研究所による本市の男女別・年齢別の将来生残率の推計値、本市の合計特殊出生率の実績値(令和元年：1.22)を国立社会保障・人口問題研究所による全国の将来推計の増減率で補正した合計特殊出生率の推計値、本市の新生児の出生における男女比を表す出生性比などにに基づき算定しています。

第3章 財政見通し

令和3年度から令和8年度までの計画期間中(6年間)の財政見通しについては、令和3年度当初予算及び第1次実施計画を策定した段階で、次のとおり推計(予算ベース)しています。

計画期間中において、約146億円(年間約24億円)の普通建設事業を実施する場合、少子高齢化の進展による扶助費、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療特別会計への繰出金の増加などに伴い、これまで以上に行財政改革を推進しなければ、6年間で約38億円(年間約6億円)の歳出超過となるものと見込んでいます。

そのため、将来にわたって持続可能な行財政運営を確立するため、自主財源の確保、行政評価制度に基づく事業の取捨選択の徹底、業務の効率化など、行財政改革をさらに推進し、歳出超過の解消を図ります。

図表16 中期財政見通し(令和3年度当初予算時点)

区分	R3当初予算	令和4年度推計値	令和5年度推計値	令和6年度推計値	令和7年度推計値	令和8年度推計値
市税	13,070,000	13,361,145	13,650,408	13,967,219	13,967,219	13,967,219
地方消費税交付金	2,150,000	2,180,000	2,220,000	2,280,000	2,330,000	2,380,000
地方交付税	3,650,000	3,719,495	3,749,135	3,674,836	3,721,915	3,735,930
国庫支出金	6,979,316	6,337,104	6,627,542	6,657,667	6,677,727	6,714,213
県支出金	2,451,182	2,571,017	2,531,686	2,521,046	2,522,777	2,525,151
市債	3,618,700	2,620,600	2,305,000	2,199,100	2,146,000	2,219,300
その他	4,660,802	5,373,339	4,438,158	4,393,736	4,375,342	4,524,848
合計	36,580,000	36,162,700	35,521,929	35,693,604	35,740,980	36,066,661

区分	R3当初予算	令和4年度推計値	令和5年度推計値	令和6年度推計値	令和7年度推計値	令和8年度推計値	
義務的経費	人件費	7,486,839	7,474,005	7,499,531	7,563,807	7,633,277	7,663,819
	扶助費	9,620,757	10,016,046	10,031,131	10,066,297	10,087,754	10,112,927
	公債費	3,679,179	3,806,895	3,655,145	3,595,753	3,507,492	3,403,097
補助費等	4,512,847	4,752,239	4,760,209	4,953,765	5,084,457	5,192,688	
繰出金	2,301,539	2,557,440	2,746,099	2,950,411	3,091,841	3,290,037	
普通建設事業費	3,212,987	2,684,857	2,252,857	2,164,357	2,110,157	2,209,457	
その他	5,765,852	5,233,677	5,282,971	5,155,383	5,183,871	5,242,575	
合計	36,580,000	36,525,159	36,227,943	36,449,773	36,698,849	37,114,600	

区分	R3当初予算	令和4年度推計値	令和5年度推計値	令和6年度推計値	令和7年度推計値	令和8年度推計値
歳出-歳入	0	362,459	706,014	756,169	957,869	1,047,939

第4章 土地利用

第1節 土地利用の基本的考え方

本市は、東京都心や周辺都市を結ぶ鉄道、幹線道路が市のほぼ中央部で東西、南北方向に交差しており、特に鉄道は私鉄4路線(東武野田線、新京成線、北総線、成田スカイアクセス線)による8つの駅を有し利便性が高く、県北西部地域の広域交流拠点としての機能を有しています。この駅周辺の地域には商業、業務施設、住宅地が広がり、各駅周辺を核とする都市構造を構築しています。

また、本市は、首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に位置し、区域区分を定めることが都市計画法により義務付けられ、市街化区域と市街化調整区域に区分することで、無秩序な市街化を防止し計画的な市街地整備の推進を図るとともに、良好な都市環境の形成に大きな効果をもたらしています。

市街化調整区域については、農業の振興及び良好な環境の保全を行うとともに、適切な土地利用の規制、誘導を行うことで、緑豊かな鎌ヶ谷を特徴づけるものとなっています。

今後の土地利用にあたっては、こうした都市構造や区域区分の効果を踏まえるとともに、人口減少、少子高齢化の進展等、社会情勢の変化を的確に捉えつつ、都市像「人と緑と産業が調和し未来へひろがる 鎌ヶ谷」の実現を目指します。

第2節 土地利用の方向性

都心と成田空港方面を接続する交通の軸として、「広域軸」の形成を図るとともに、市域を以下に掲げる「都市軸」と「ゾーン」に区分し、市全体で調和のとれた都市構造を構築します。

また「都市軸」を中心として各ゾーンを、都市計画道路や公共交通機関等によって接続することで利便性を高めるとともに、各地域の特性を活かした魅力あふれる土地利用を計画的かつ効率的に誘導します。

(1) 広域軸及び都市軸の形成

都心と千葉ニュータウンや成田空港方面を結ぶ北総線や成田スカイアクセス線と、本市と東京外かく環状道路を結ぶ北千葉道路及びその沿道等の一連の空間を「広域軸」として形成し、利便性の向上を図るとともに、さらなるまちの発展を目指します。

また、市の中央部に位置する「新鎌ヶ谷駅」「初富駅」「鎌ヶ谷駅」の3駅周辺と、その間を結ぶ街路や高架下を利用した一連の空間を「都市軸」として形成し、その立地の特性を活かした魅力ある都市機能の充実を図ります。

(2) 交流・商業拠点ゾーン

交流・商業拠点ゾーンは、各拠点が相互に連携することで、商業、情報、娯楽等の機能や身近な日常サービス機能の集積を図り、市民生活の充実とにぎわいのあるまちを創出します。

【広域交流拠点】

新鎌ヶ谷駅周辺地区は、鉄道4路線の結節機能を活かしながら、商業、情報、娯楽等、多様な機能が複合的に集積する躍動感と魅力あふれる広域交流拠点として、市民生活の充実とにぎわいの創出を図ります。

また、新鎌ヶ谷駅南側に位置する東京10号線延伸新線^(※)跡地の活用について、関係機関と連携するとともに、民間活力を活用し、土地のポテンシャルを最大限活かした魅力的な都市空間を形成します。

さらに、本市と東京外かく環状道路を結ぶ北千葉道路の整備に伴い、渋滞の緩和や防災力の強化等が期待されるとともに、都心や成田空港へのアクセスが強化され、地域の活性化等、本市のまちづくりに大きく寄与することが想定されます。

このことから、北千葉道路の早期供用開始を目指すとともに、事業の具体化に合わせて沿道などの土地利用のあり方を検討します。

【地域商業拠点】

鎌ヶ谷駅周辺地区と初富駅周辺地区は、日常的な買い物や市民サービス等のふれあいやにぎわいを提供する地域商業拠点として機能充実を図ります。

なお、初富駅周辺地区は、きらり鎌ヶ谷市民会館、図書館、郷土資料館により、活気ある地域の文化にふれる拠点として充実を図るとともに、初富駅前広場を整備します。

【近隣商業拠点】

鎌ヶ谷大仏駅、北初富駅、くぬぎ山駅周辺地区は、地域コミュニティの場として、日常生活に身近な商業等のサービス機能の充実を目指す近隣商業拠点として利便性の向上を図ります。

なお、北初富駅周辺地区は、東京10号線延伸新線跡地を緑道などとして有効活用を図るとともに、北初富駅前広場を整備し、市民生活の利便性の向上やサービス機能の充実を図ります。

(3)住宅ゾーン

鉄道4路線の各駅を中心に広がる市街地は、今後も建築物の用途を適切に規制、誘導し、良好な居住環境を維持します。

なお、少子高齢化や核家族化の進展に伴い、増加傾向にある空き家、空き地等について、適正な管理の推進や有効活用等を図るとともに、生活環境の保全及び流通の活性化を推進します。

(4)農地・樹林地・緑地ゾーン

農地は、農産物の供給や観光農園等の機能のほか、良好な環境の保全や景観の形成、緑の確保等、多様な機能を有しており、この機能を最大限発揮するとともに、都市農業の振興を図るため、農地の有効な活用及び適正な保全を推進します。

緑は、本市を特徴づける重要な要素の一つであるとともに、良好な都市環境の形成や災害時の防災機能を有することから、農地、樹林地、緑地等については、重要な資源として保全を推進します。

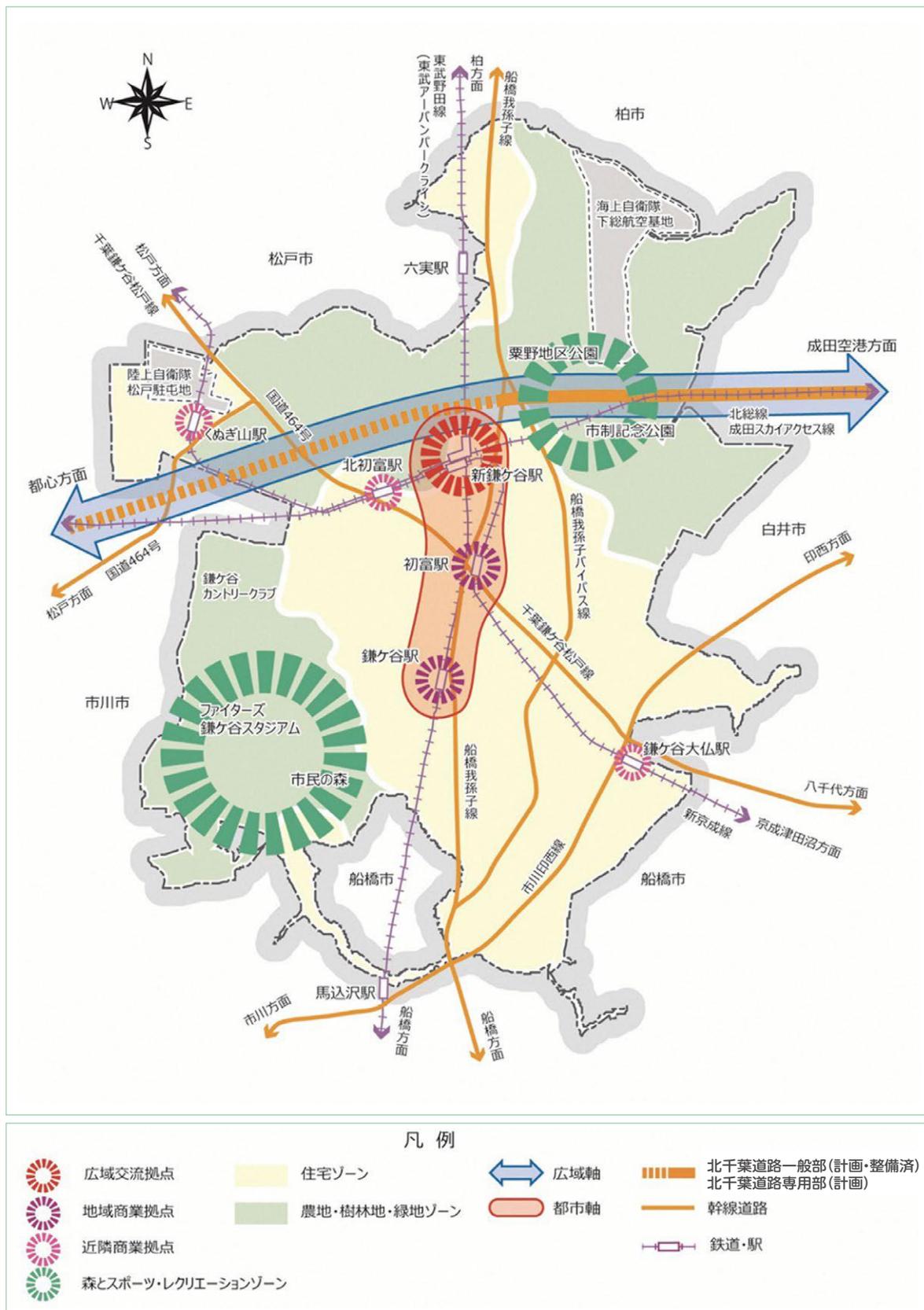
(5)森とスポーツ・レクリエーションゾーン

市内の南北それぞれに、森と公園やスポーツ施設等を中心とした一連の区域を計画的に整備し、緑とふれあいのある空間を形成します。

北部地区は、市制記念公園、陸上競技場、市民体育館等を中心に、多目的なスポーツ・レクリエーション機能を有する総合的な公園を計画的に整備するとともに、栗野地区公園と連なる区域を、「森とスポーツ・レクリエーションゾーン」として形成します。

南部地区は、農地、樹林地、緑地等について保全に努めつつ、地域資源となるファイターズ鎌ヶ谷スタジアムとの連携強化を図り、弓道場・アーチェリー場、市民の森等の施設を有する「森とスポーツ・レクリエーションゾーン」として形成します。

図表17 土地利用イメージ



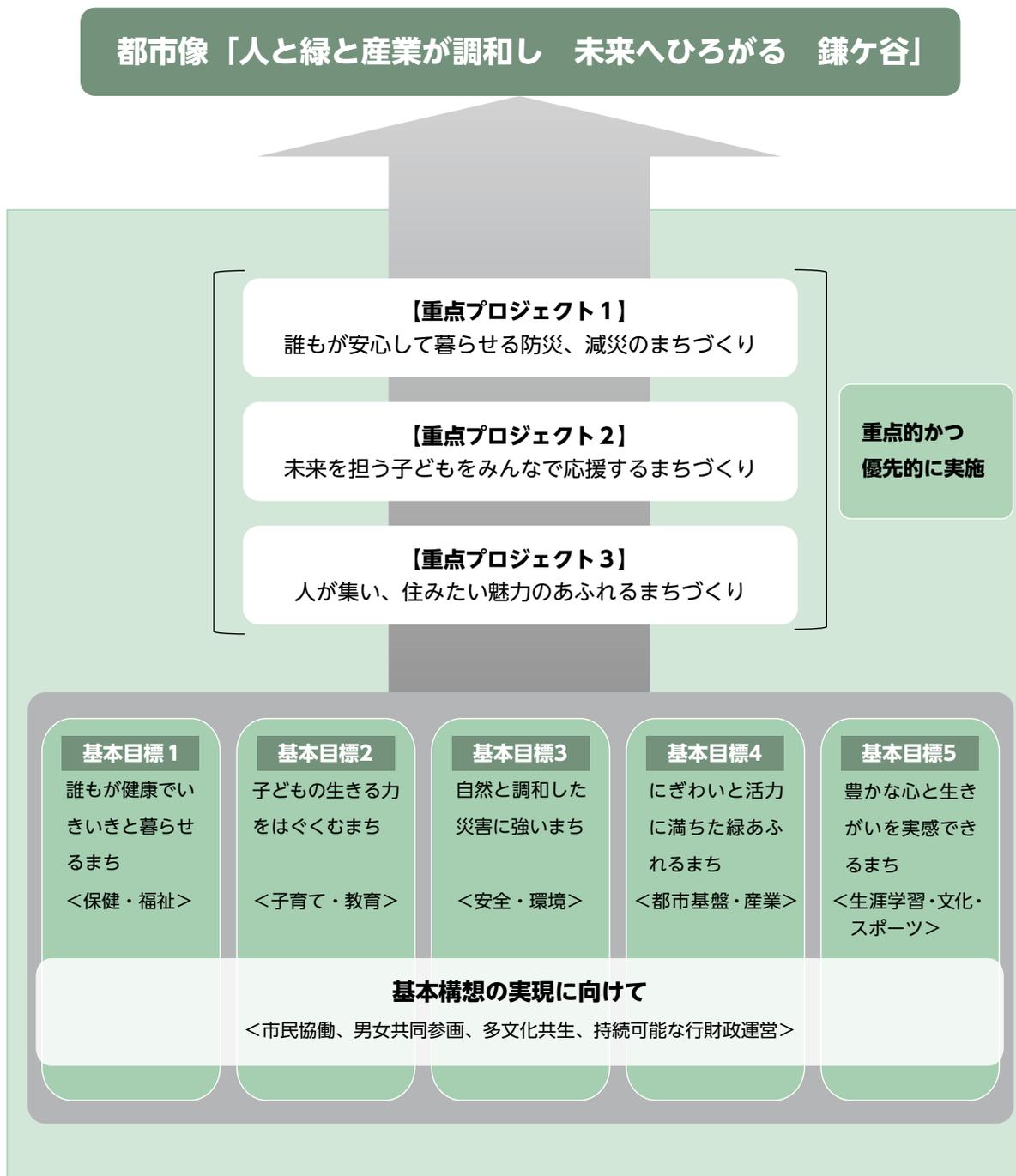
第2部 重点プロジェクト

第1章 重点プロジェクトとは

本市の目指す将来の姿(都市像)を実現するため、基本構想で定める5つの基本目標を踏まえ、各分野において重点的かつ優先的に、また横断的に取り組むものとして、次のイメージのとおり3つのプロジェクトを設定します。

なお、具体的な取組みは、実施計画に明記します。

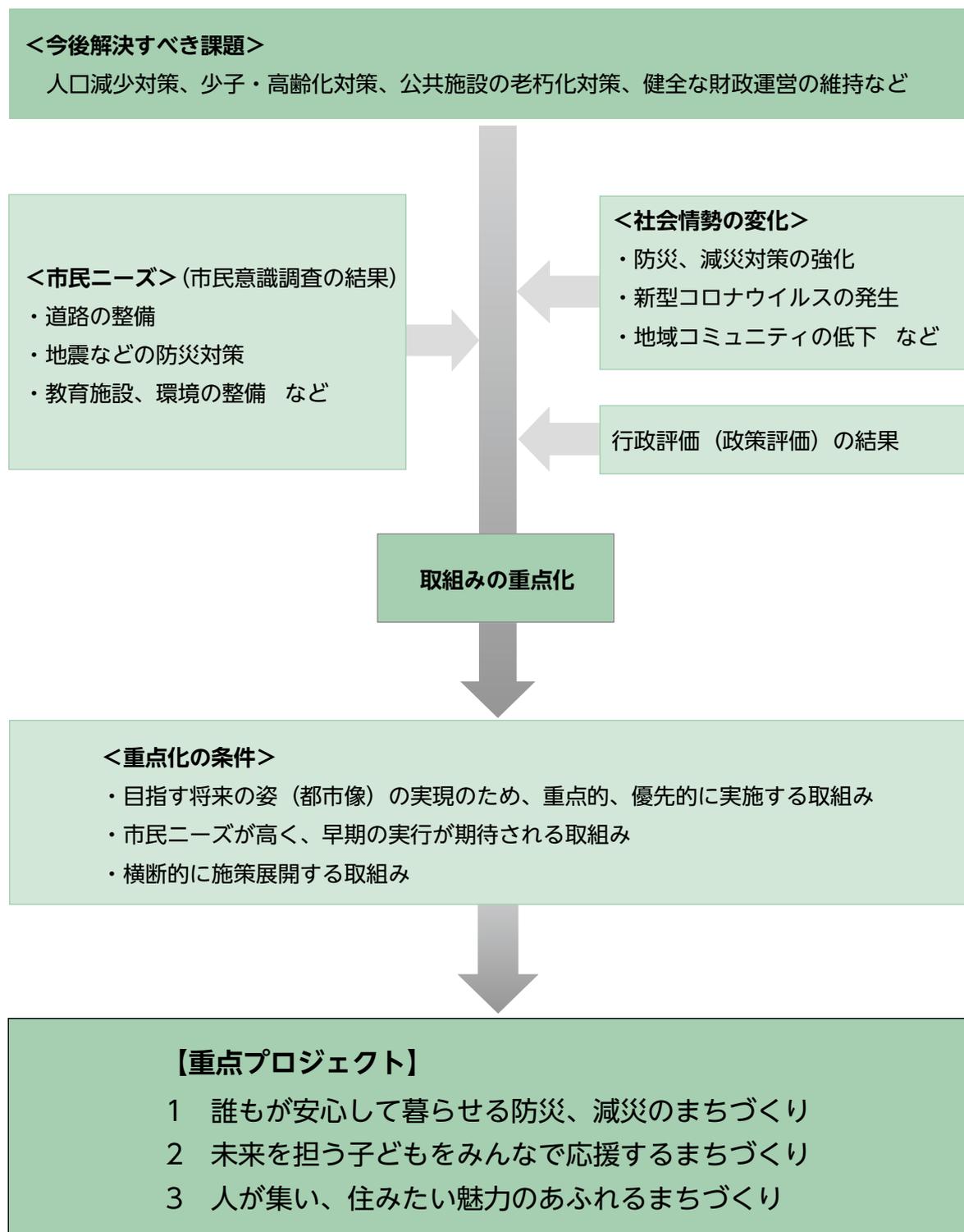
図表18 重点プロジェクトのイメージ



第2章 重点プロジェクトの選定方法

重点プロジェクトは、今後解決すべき課題、市民意識調査の結果、社会情勢の変化、行政評価結果(政策評価)を踏まえて決定しています。

図表19 重点プロジェクトの選定フローチャート



第3章 重点プロジェクト

プロジェクト1

誰もが安心して暮らせる防災、減災のまちづくり

市民の生命、身体及び財産を守ることは、市の重大な責務であり、すべての市民の願いです。近年、台風や集中豪雨による浸水被害が、激甚化、頻発化するとともに、東日本大震災など、大きな地震も発生しており、今後首都直下地震などの大規模災害の発生が懸念されます。

また、令和2年1月に、国内で最初に確認された新型コロナウイルス感染症は、市民の生命、生活、雇用や経済活動に甚大な影響を及ぼしており、今後は、感染防止策を講じながら、「新たな日常」を実現しつつ、感染症蔓延などの緊急事態に備える新たな危機管理体制を構築する必要があります。

さらに、自然災害への対応として、自助、共助、公助による地域防災力の向上が必要となります。

そのため、危機管理体制と防災対策の強化、消防、救急、救助体制の充実を図るとともに、住宅耐震改修等の補助、準用河川及び雨水貯留池の整備を推進します。

重点施策① 危機管理体制・防災対策の強化(63頁)

重点施策② 消防・救急・救助体制の充実(67頁)

重点施策③ 良好な居住環境の確保(75頁)

重点施策④ 治水対策の推進(79頁)

主要事業
主な取り組み

- ◆事前防災、減災対策による地域防災体制の充実(避難行動要支援者避難支援制度 等)
- ◆災害応急活動、復旧対策の強化(防災行政無線デジタル化 等)
- ◆消防体制の充実(消防車両の更新、消防職員の育成 等)
- ◆安全で安心な住宅の整備(住宅耐震改修促進事業 等)
- ◆安心して暮らせる治水対策(準用河川及び雨水貯留池整備 等)



救急フェア



救助訓練

プロジェクト2

未来を担う子どもをみんなで応援するまちづくり

急激な少子化の進展は、国全体の課題となりますが、本市の出生数も、平成26年の861人に対し、令和元年は698人と減少傾向にあります。また、少子化による生産年齢人口の減少と高齢化の進展により、人口構造や財政構造にも多大な影響を及ぼすことが見込まれます。

少子化の背景には、経済的な理由、晩婚化、仕事と子育ての両立の難しさ、子育て中の孤立感や負担感など、様々な要因が複雑に絡み合っています。

今後は、行政、学校、地域、事業者など社会全体で、未来を担う子どもとその家庭を支援することで、子どもを産み育てやすい環境を構築するとともに、鎌ケ谷で育った子どもが、市に愛着を持ちながら成長し続けることで、大人になっても住み続けたいと思えるまちづくりを目指します。

そのため、妊娠、出産、子育て期の家庭に対する施策の重点化を図るとともに、安全で安心な教育環境の確保、生きる力をはぐくむ特色ある学校づくりを推進することで、子育て世代が「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちづくりを推進します。

- 重点施策①** 子育て環境の充実(53頁)
- 重点施策②** 保育サービス等の充実(55頁)
- 重点施策③** 学校教育の充実(57頁)
- 重点施策④** 児童・生徒の健康及び安全等の確保(59頁)

主要事業
主な取組み

- ◆ 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援(妊婦面接、乳児家庭全戸訪問 等)
- ◆ 地域全体で子育てを支えるための環境整備(児童センター整備事業 等)
- ◆ 幼稚園、保育園の充実(民間保育園の誘致 等)
- ◆ 安全で安心な教育環境の確保(小中学校トイレ改修 等)
- ◆ 生きる力をはぐくむ特色ある学校づくり(ICT教育の推進 等)
- ◆ 児童生徒の安全確保(通学路の整備 等)



つどいの広場



鎌ケ谷市教育委員会指導訪問
中学校 理科の授業

プロジェクト3

人が集い、住みたい魅力のあふれるまちづくり

本市は、都心から25km圏内にあり、東京都心や沿線都市へ繋がる鉄道4路線を有する利便性の高いまちで、市域の約半分が市街化調整区域という緑豊かな自然に恵まれた住みよい住宅都市として発展をして来ました。

平成14年に着手した新京成線連続立体交差事業^(※)は、令和元年12月に全線高架化が完了したため、関連側道、駅前広場などの整備を計画的に進める必要があります。また、北千葉道路の早期供用開始を目指すとともに、事業の具体化を見据えたまちづくりを検討する必要があります。

今後は、都市像となる「人と緑と産業が調和し 未来へひろがる 鎌ヶ谷」を目指して、緑と調和した景観形成や緑地の保全を図りながら、魅力あるコンパクトなまちづくりを進めるとともに、地域の魅力を最大限に活かす取組みを推進し、にぎわいの創出を図っていきます。

こうしたまちづくりを進めながら、企業誘致等に積極的に取り組むことで、市民の雇用拡大を推進するとともに、税収の増加や商工業の振興を図ります。

- 重点施策①** 快適な公園・緑地空間の創出(77頁)
- 重点施策②** 安全に利用できる道路環境の充実(83頁)
- 重点施策③** 魅力ある都市機能の充実(85頁)
- 重点施策④** 商工業の振興及び観光施策の充実(89頁)

主要事業
主な取組み

- ◆みどりの保全と創出(都市公園の整備 等)
- ◆計画的な道路網の整備(都市計画道路の整備 等)
- ◆緑あふれる快適な魅力あるまちづくり(都市計画マスタープラン策定 等)
- ◆にぎわいと活力ある市街地の整備(駅前広場の整備 等)
- ◆企業誘致の推進と雇用環境の整備(企業誘致の促進 等)



新鎌ふれあい公園



新鎌ヶ谷駅前広場

第3部 各分野の施策展開

第1章 施策の体系

政策	施策	施策の柱
【政策1】 保健・福祉	1 保健・医療の充実	(1)健康づくりの推進 (2)疾病予防、早期発見、重症化予防の推進 (3)地域医療体制の充実
	2 地域福祉の推進	(1)地域共生社会のための基盤の整備 (2)多様な担い手の人材育成 (3)地域で支え合う仕組みづくり
	3 高齢者福祉の推進	(1)地域包括ケアシステムの深化・推進 (2)活力ある高齢者の活動支援 (3)高齢者が安心して暮らせる環境の整備
	4 障がい者(児)福祉の推進	(1)自立した生活の支援 (2)障がい者(児)が安心して暮らせる環境の整備 (3)社会参加の促進
	5 社会保障制度の充実	(1)国民健康保険事業の適正な運営 (2)介護保険事業の適正な運営 (3)生活保護と自立生活の支援
【政策2】 子育て	1 子育て環境の充実 【重点施策】	(1)妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援 (2)きめ細かな支援が必要な子ども、子育て家庭への支援 (3)地域全体で子育てを支えるための環境整備
	2 保育サービス等の充実 【重点施策】	(1)幼稚園、保育園の充実 (2)放課後児童クラブの充実 (3)多様な家庭に対応した保育サービスの充実
【政策3】 教育	1 学校教育の充実 【重点施策】	(1)安全で安心な教育環境の確保 (2)生きる力をはぐくむ特色ある学校づくり (3)専門性と社会性を備えた教職員の育成
	2 児童・生徒の健康及び安全等の確保 【重点施策】	(1)保健、安全教育の充実 (2)児童生徒の安全確保 (3)学校給食の充実
	3 青少年の健全育成の推進	(1)青少年の社会参加、体験活動の機会づくり (2)非行防止対策の推進 (3)家庭、地域の教育力の向上
【政策4】 安全	1 危機管理体制・防災対策の強化 【重点施策】	(1)総合的な危機管理体制の強化 (2)事前防災、減災対策による地域防災体制の充実 (3)災害応急活動、復旧対策の強化
	2 防犯対策の強化	(1)防犯対策の充実 (2)自主防犯活動の推進 (3)防犯設備の充実
	3 消防・救急・救助体制の充実 【重点施策】	(1)消防体制の充実 (2)火災予防の推進 (3)安心できる救急、救助体制づくり
【政策5】 環境	1 環境保全の推進	(1)環境保全への監視、指導体制の充実 (2)温室効果ガス排出の抑制 (3)環境保全活動の促進と市民、事業者の参加
	2 循環型社会の構築	(1)持続可能なごみ処理体制の整備 (2)ごみの減量、再使用、リサイクルと適正処理の推進
	3 環境衛生の向上	(1)公衆衛生の向上 (2)生活環境の向上

政策	施策	施策の柱
【政策6】 都市基盤	1 良好な居住環境の確保 【重点施策】	(1)良好な居住環境の確保 (2)安全で安心な住宅の整備 (3)住みよい公営住宅の充実
	2 快適な公園・緑地空間の創出 【重点施策】	(1)公園、緑地の適正な維持管理の推進 (2)みどりの保全と創出
	3 治水対策の推進 【重点施策】	(1)安心して暮らせる治水対策 (2)きれいでうるおいのある水辺環境の保全
	4 持続可能な下水道事業の推進	(1)下水道の整備 (2)下水道施設の維持管理 (3)下水道事業の安定した経営
	5 安全に利用できる道路環境の充実 【重点施策】	(1)計画的な道路網の整備 (2)既存の道路空間の安全性、快適性の確保 (3)道路の適正な維持管理及び交通安全対策の推進
	6 魅力ある都市機能の充実 【重点施策】	(1)緑あふれる快適な魅力あるまちづくり (2)にぎわいと活力ある市街地の整備 (3)公共交通体系の充実
【政策7】 産業	1 持続可能な都市農業の構築	(1)農地の保全 (2)担い手の育成 (3)ブランド化の推進による販路の拡大
	2 商工業の振興及び観光施策の充実 【重点施策】	(1)商工業の発展と中小企業の経営強化 (2)企業誘致の推進と雇用環境の整備 (3)観光客のニーズの変化に対応した観光施策の推進
	3 消費者の安全及び安心の確保	(1)消費生活相談体制の充実 (2)あらゆる世代に向けた消費者教育の推進
【政策8】 生涯学習・文化・スポーツ	1 生涯学習の推進	(1)生涯学習の環境づくり (2)生涯学習活動の推進 (3)生涯学習活動の成果の活用
	2 芸術文化の振興及び歴史的資源の保存活用	(1)多様な市民文化活動の推進 (2)きらりホールを活用した芸術文化の振興 (3)歴史、文化遺産の保存、継承、活用の推進
	3 生涯スポーツの振興	(1)スポーツ活動の充実 (2)スポーツ関係団体、指導者の育成 (3)スポーツ施設の整備、充実
【政策9】 市民協働・男女共同参画・多文化共生	1 協働及び市民公益活動等の推進	(1)市民公益活動等に関わる新たな担い手の発掘、育成 (2)市民公益活動等のさらなる発展に向けた支援 (3)協働に向けた連携の強化
	2 共生社会の実現	(1)人権の尊重と男女共同参画の推進 (2)DVやハラスメントの防止と相談支援体制の充実 (3)多文化共生社会の構築
【政策10】 持続可能な行政運営	1 財政の健全化及び行財政改革の推進	(1)財政規律の堅持及び自主財源の確保 (2)行財政改革の推進 (3)組織力、職員力の向上
	2 公共施設の適正な管理運営の推進	(1)公共施設の総合的かつ計画的な管理運営の推進 (2)公共施設の適正配置、利活用の推進
	3 行政情報等の積極的な発信	(1)情報発信の充実 (2)市の魅力発信の推進

第2章 施策の見方

まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

- まちづくりは、市民、事業者、行政が協働で創り上げるものです。そこで、まちづくりの主体である市民、事業者、行政が一体となって取り組むことや方向性を示しています。

施策の状態指標 (目指す方向性)

- 「まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい」にどの程度近づいているかを客観的に確認するため、「指標名」「現状値」「目指す方向」を示しています。
- 現状値を把握していない指標は、「-」としています。
- 「目指す方向」は、社会経済動向で指標値が大きく変化するため、具体的な数値は明記せず、「↑」は増加・上昇、「↓」は減少・低減、「→」は維持を示しています。

現状と課題

- この施策に関する社会動向やこれまでの取り組み、成果を踏まえた現状や課題などを記載しています。

施策の柱

- 施策のねらいを達成するため、施策の柱を2つ又は3つ立てています。その柱ごとに目的や主に行政が実施する手段を示すとともに、達成度を示す成果指標を記載しています。

《記載例》

第3章 各分野の施策展開

政策 1 保健・福祉

施策 1 保健・医療の充実

まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

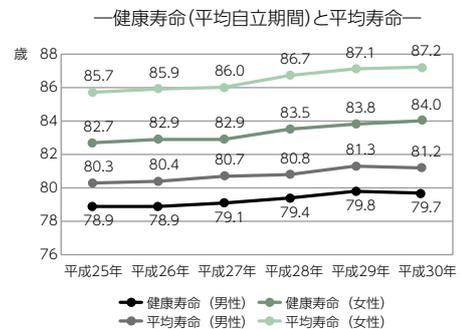
市民一人ひとりが健康意識の向上を図り、健康の維持増進に取り組むことで、生涯にわたり健康でいきいきと暮らせるよう、それぞれの生活や年代に応じた健康づくりを推進します。

施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
健康寿命(平均自立期間) ^(※)	男 79.7歳 女 84.0歳 (平成30年)	↑
生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合(対象:国民健康保険特定健康診査 ^(※) 受診者(40歳から74歳まで))	23.0% (令和元年度)	↑

現状と課題

- 本市の健康寿命(平均自立期間)は、年々上昇していますが、平成30年の平均寿命^(※)と比較すると、男性は約2年、女性は約3年短くなっています。この期間は、医療や介護等の支援が必要な期間と考えられます。平均寿命の延伸がみられる中、健康寿命(平均自立期間)を伸ばしていくことが重要です。
- 本市の死因は、がん、心疾患、脳血管疾患、肺炎が上位を占めています。また、要介護となる要因は、脳血管疾患、認知症、転倒、高齢による衰弱等が占めていることから、生活習慣の改善等への取り組みが課題となります。
- 令和元年度の市民健康意識調査の結果によると、健康に関する知識や理解が一定程度ある一方で、行動には至っていないことから、行動変容を促す施策が必要となります。
- 新型コロナウイルス感染症の流行をはじめ、感染症を取り巻く状況の変化により予防できるものも含め、様々な感染症が発生することが考えられることから、その対応が必要となります。



施策の柱

① 健康づくりの推進

- 目的 ◆幼少期からライフステージに合わせた健康づくりを推進することで、すべての市民が健康やかに生活できるようにします。
- 手段 ◆食生活、身体活動等の生活習慣の改善に繋がる行動変容を促すため、ライフステージに合わせたきめ細かな健康づくりを推進します。
- ◆幼少期から健康づくりの知識の普及、啓発を図ることで、家族全体の健康意識を高めます。
 - ◆保健所、警察等の関係機関と情報共有及び連携を図ることで、こころの問題を抱えた人へのセーフティネット^(※)の強化を図るとともに、自殺予防に関する啓発活動に取り組みます。

成果指標

- 指標名：目的に即した手段を実施した場合の成果を現すものとしています。
- 現状値：目標値を設定する基準となる数値です。事業未実施などの場合は、「-」としています。
- 目標値：計画的に手段を実施することで、令和8年度までに実現可能な目標とする数値を掲げています。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	週4日以上朝食を食べている人の割合	① 95.4% (令和元年度)	① 97.0%
	①子ども(小学5年生)	② 90.7% (令和元年度)	② 92.5%
	②成人(対象：国民健康保険特定健康診査受診者(40歳から74歳まで))	42.9% (令和元年度)	42.9%

② 疾病予防、早期発見、重症化予防の推進

- 目的** ◆予防可能な感染症のまん延防止を図るとともに、早期に生活習慣病^(※)等を発見するため、各種検(健)診を実施し、食生活などの生活習慣の改善や、重症化の予防を図ります。
- 手段** ◆感染症の発生とまん延防止のため、予防接種事業を実施します。
- ◆新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症等が流行した時は、「新型インフルエンザ等対策行動計画」及び「緊急事態対応計画」に基づき、感染症予防のための必要な施策を実施します。
- ◆がんの早期発見、早期治療に繋げるため、がん検診事業を実施します。
- ◆生活習慣病の発症や重症化を予防するため、特定健康診査、後期高齢者健康診査^(※)等を実施します。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	市のがん検診精密検査受診率	78.8% (令和元年度)	80.4%
	健康診査を受けている割合	① 38.5% (令和元年度)	① 44.0%
	①国民健康保険特定健康診査受診率(40歳から74歳まで)	② 36.3% (令和元年度)	② 36.3%
	②後期高齢者健康診査受診率(75歳以上)		

③ 地域医療体制の充実

- 目的** ◆病院、診療所、歯科診療所等を有効的に活用できる環境を構築することで、地域医療体制の充実を図ります。
- 手段** ◆入院治療や手術等を必要とする救急患者を夜間、休日も受け入れる二次救急^(※)医療を確保します。
- ◆インターネットを活用した情報発信等により、必要となる医療機関情報等を提供するとともに、身近で相談ができる「かかりつけ医」を持つことを推奨します。
- ◆医師会等関係機関と連携し、災害時の医療体制の構築を図ります。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	かかりつけ医がいる割合	① 88.9% (令和元年度)	① 88.9%
	①子ども(1歳6か月児健康診査受診者)	② 44.5% (令和元年度)	② 51.3%
	②成人(40歳から64歳まで)	49.9% (令和元年)	56.8%

市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- 「施策のねらい」を実現するため、まちづくりの主体が相互に連携・協力して取り組むことができる目指す姿を記載しています。
- 施策の柱に掲げた手段を有機的に結び付け、柱と柱の連携を強化することで施策の推進に繋がります。

市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆健康づくりに関する事業について、健康づくりボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、事業者等と協働して取り組みます。また、市民に必要な医療を提供できるよう、医師会をはじめとした関係機関と連携強化を図ります。

個別計画

- この施策に関連する部局において策定する個別計画を記載しています。

個別計画

- ◆いきいきプラン・健康かまがや21(食育推進計画・自殺対策計画)
- ◆国民健康保険保健事業実施計画 ◆新型インフルエンザ等対策行動計画
- ◆緊急事態対応計画